

民間社会福祉事業功労者市長ほう賞要綱

(趣旨)

第1 社会福祉事業に功労のあった者の功績を讃え、又はその功績に対し、謝意を表するため市長表彰及び市長感謝を行うものである

(表彰の対象)

第2 次の各号のいずれかに該当し、その功績が顕著であり、かつ他の模範となる者のうち、過去において市長感謝を受けた者〔(3)のイを除く〕

(1) 民間社会福祉事業団体で、次の各号のいずれかに該当するもの

- ア 役員（代表者を含む）でその在職期間が15年以上の者
- イ 職員でその在職期間が20年以上の者

(2) 民間社会福祉施設で、次の各号のいずれかに該当するもの

- ア 施設長でその在職期間が15年以上の者
- イ 職員（間接従事者を含む）でその在職期間が20年以上の者

(3) 前各号の定めるもののほか、社会福祉事業の進展に貢献した個人又は団体であつて、次の各号のいずれかに該当するもの

- ア 社会福祉事業に協力又は援助した期間が10年以上にわたるもので、現に活動中であること
- イ 1件500万円以上相当の金品を寄付し、社会福祉事業の実施を援助したもの

2 次に掲げるものは、原則として表彰しないものとする

(1) 社会福祉事業関係で藍綬褒章または黄綬褒章を授与されたもの

(2) 社会福祉事業功労者として、次の各号のいずれかに該当する個人又は団体

- ア 厚生労働大臣表彰（過去の厚生大臣表彰を含む）を受けたもの
- イ 名古屋市長表彰を受けたもの

(3) 民生委員・児童委員又は公務員の職にある者

(感謝の対象)

第3 次の各号のいずれかに該当し、社会福祉事業の進展に貢献した個人又は団体で、他の模範となる者

(1) 民間社会福祉事業団体で、次の各号のいずれかに該当するもの

- ア 役員（代表者を含む）でその在職期間が10年以上の者

イ 職員でその在職期間が15年以上の者

(2) 民間社会福祉施設で、次の各号のいずれかに該当するもの

ア 施設長でその在職期間が10年以上の者

イ 職員（間接従事者を含む）でその在職期間が15年以上の者

(3) 前各号の定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当するもの

ア 社会福祉事業に協力又は援助した期間が3年以上にわたるもので、現に活動中であること

イ 1件200万円以上相当の金品を寄付し、社会福祉事業の実施を援助したもの

2 次に掲げるものは、原則として感謝状を贈呈しないものとする

(1) 過去において、この種の功績により名古屋市長から感謝を受けたもの

(2) 民生委員・児童委員又は公務員の職にある者

(推薦手続き)

第4 第2、第3の対象となる個人又は団体を推薦するものは、別に定める推薦調書を市長に提出する

2 市長は、前項の申請を受理したときは、内容を審査の上決定する

3 期間計算の基準日は、毎年6月30日とする

(表彰及び感謝の方法)

第5 表彰及び感謝は、表彰状及び感謝状を授与して行う。この場合において表彰状及び感謝状の文面は別記のとおりとする。

(ほう賞の取消)

第6 第4第1項の推薦にあたり、虚偽の申請が判明したときは、表彰を取り消すことがある

(その他)

第7 この要綱でいう民間社会福祉事業団体とは、社会福祉協議会、共同募金委員会、ならびに社会福祉施設を経営する社会福祉法人または公益法人（社会福祉協議会、共同募金委員会については、市及び区を単位として組織するもの）とし、学区等の小地域を単位として組織するものは含まれない

2 この要綱でいう民間社会福祉施設とは、第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業を行う民営の施設及び事業所とし、公立民営の施設および事業所を含むものとする

附 則

この要綱は、平成11年6月15日から施行する

附 則

この要綱は、平成18年3月1日から施行する

附 則

この要綱は、平成19年8月13日から施行する

附 則

この要綱は、令和2年6月1日から施行する。

(別 記) 表彰状及び感謝状の文面

1 第2(1)、(2)の場合

表彰状	あなたは永年にわたり社会福祉事業の進展に尽力されその功績はまことに顕著でありますので表彰します	年 月 日	名古屋市長
様			印

2 第2(3)の場合

表彰状	は永年にわたり社会福祉事業の進展に貢献されその功績はまことに顕著でありますので表彰します	年 月 日	名古屋市長
様			印

3 第3(1)、(2)の場合

感謝状	あなたは として多年にわたり事業の運営に尽力され社会福祉の増進に寄与されましたので深く感謝の意を表します	年 月 日	名古屋市長
様			印

4 第3(3)の場合

感謝状	は多年にわたり社会福祉事業の進展に寄与されましたので深く感謝の意を表します	年 月 日	名古屋市長
様			印